

駐車場・駐輪場の使用料（参考）

計画地の「平塚市田村9丁目」は、市有地であることから民間事業者が駐車場・駐輪場として本敷地を利用する場合は行政財産の目的外使用となる。

行政財産の目的外使用にかかる使用料の主な条件は、次のとおりである。

1 目的外使用の使用料について

平塚市行政財産の目的外使用にかかる使用料に関する条例（昭和40年6月23日条例第17号）より、次の基準に従い使用料を徴収する。

（第2条1項1号）

通常の土地の使用にあつては、年額、当該土地の使用部分にかかる評価額の100分の4とする。

2 土地の評価額について

計画地となる空地（旧田村植竹住宅）田村自転車等保管場については、43,968円/m²である。

なお、この評価額は、3年ごとに更新され、今年度の末に更新される予定である。